

第7回 建築行政共用データベースシステム 連絡協議会理事会 資料

1 日 時 平成 21 年 10 月 14 日 (水) 13:00 ~ 14:30

2 場 所 アルカディア市ヶ谷 5 階 大雪の間

3 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

前回議事録の確認

普及促進策について

平成 22 年度以降の協議会運営について

第 7 回連絡協議会総会の議事内容について

その他

4 配付資料

議事次第

【資料 1】 前回 (第 6 回) 理事会議事録 (案)

【資料 2】 普及促進策について

【参 2-1】 県下説明会開催日程等

【資料 3】 連絡協議会の今後について (案)

【参 3-1】 連絡協議会役員一覧

【参 3-2】 連絡協議会入会状況

【参 3-3】 連絡協議会会則

【資料 4】 第 7 回連絡協議会総会次第 (案)



財団法人建築行政情報センター

第 6 回建築行政共用データベースシステム連絡協議会理事会議事録（案）

1．開催日時 平成 21 年 4 月 27 日（月）17：00～18：00

2．開催場所 明治記念館 東新館 2 階 孔雀の間

3．出席者（敬称略）

国土交通省 建築指導課（深井）市街地建築課（橋本） 関東地方整備局（呉）
東京都（福島、山崎） 大阪府（佐野） 北海道（能勢） 宮城県（小野）
神奈川県（安達） 愛知県（星野） 兵庫県（生島） 広島県（林） 福岡県（河口）
横浜市（加藤） 大阪市（生駒） 日本建築センター（水庭） 日本建築総合試験所（松原）
日本 ERI（土岐） 建築検査機構（星野）
事務局 棕、伊藤、坂田、青木、久保、竹田、鳥居、築比地、福島、宮本

4．配布資料

- 【資料 1】連絡協議会役員一覧
- 【資料 2】第 5 回理事会議事録
- 【資料 3】普及促進策について
- （別添） 総会配布資料一式

5．議 事

（1）開会

I C B A 棕専務より第 6 回理事会開会の挨拶が行われた。

（2）役員紹介

I C B A 棕専務より役員の紹介が行われた。

（3）国土交通省挨拶

国土交通省住宅局 市街地建築課橋本課長

データベース化については建築士・事務所のデータはもちろんとして、道路や敷地のデータも重要である。建築に関わるデータがきちんと整備され、誰でも見ることができ、間違いがないことが大事である。今回の取組は上手く行っていると思われ、世の中に役に立つものができると思っている。完成後は利用してもらわないといけない。知恵を絞りあい更に良いものを作り上げていきたい。

（4）会長副会長挨拶

東京都 福島技監

本日は利用料金について自治体や指定確認検査機関へ向けて、計算で定量的な評価が可能な資料が提示された。開発に携われた皆様に敬意を表し、これから 1，2 ヶ月が正念場

と思ってる。我々も取り組みを強化していきたい。使っていくことでこのシステムも成長すると思う。本日お集まりいただいた皆様にご支援をいただき最大の努力をしていきたい。

大阪府 佐野技監

副会長ということで会長を補佐していきたい。このデータベースを繋げていくということが非常に大事で、今回は無料試行も提案された。このようなことを持って広く大阪の特定行政庁あるいは指定確認検査機関にもあたっていきたい。

(5) 普及促進策について

普及促進策について(資料3)

事務局 伊藤(ICBA企画部長)より、普及促進策について説明がなされた。

建築行政費に係る地方交付税の算定見直しについて(国土交通省資料)

国土交通省 深井専門官より、建築行政費に係る地方交付税の算定見直しについて説明がなされた。

(6) 意見交換

建築検査機構

指定機関に対するサービス事業としての通信回線無料化について
回線の種類と月額固定費用はどのようになるのか。

【回答】事務局

IP-VPN 回線となる。回線費用は今年度は無償、22年度以降は利用料に含まれる。

建築検査機構

確認件数の減少により指定確認機関全体では経済的に苦しいので配慮してほしい。
昨年より国土交通省市街地建築課の呼びかけにより、道路が明確化してきている。
道路情報をシステム上で確認できることに期待している。

【回答】事務局

指定道路公開サイトを運営したいと思っている。特定行政庁から指定道路図を提供してもらうことによって道路システムを無償としていく予定。しかし、道路調書のほうがなかなか公開に至らない事が全行政庁の課題だと思う。しかし確認のために必要最低限の情報として、指定道路図が重要と思われる。

国土交通省

(1) 統計報告への活用と資格チェックについて

事務局の説明で、共用データベースが国から求める統計報告に活用できること、法適

合確認等で処分履歴をチェックできることの説明があった。

例えば建築士の偽装が発覚し、当該建築士が設計に携わった物件を全て挙げるというような場合、このデータベースに入っていたら、法的なハードルは若干あるが、国土交通省側で必要な情報を1日で集めることができる。

このような環境が整う以上、調べるのに時間がかかるという理由も立ちにくくなる。是非このシステムを活用していただき、様々な局面に迅速にご対応いただきたい。

また最近、建築士の処分件数も非常に増えており、処分されて資格がなくなっているのに確認が出てきているという状態が皆無とは言い切れない。そのようなチェックもこのシステムではきちんとできる。今後はこれを業務としてお願いしていくという前提で今度のマネジメントの指針等も考えたい。

(2) 台帳整備への活用について

5月の中旬頃に建築行政関係の会議を企画中である。補正予算や制度等の説明も含む予定であるが、そちらの方でも台帳整備をお願いしており、それにも合わせてご活用いただけるような方策をお示ししていきたい。

(3) 共用データベースへの加入について

本日も出席のところは今回の共用データベースについてはご加入いただきますよう宜しくお願いしたい。ほくとの利用行政庁一覧を見ると、県が入っていないと管下特定行政庁も入っていないところが目立つ。まず県が入っていただき、管下の行政庁、指定確認検査機関にもお声かけいただきたい。

また、今年初めに全国ブロックの説明会を開催したが、必ずしも全部の行政庁が出席していない。県単位での説明の機会を設けていただきたい。

以 上

普及促進策について

利用料の負担軽減策等のほか、次の促進策を、理事の団体様の協力のもと実施する。

(1) 特定行政庁における既存建築物等データの電子化の支援

- ・全国約 2,500 万件ある紙で保管されている既存建築物の行政文書や約 150 万 K m ある建築基準法の道路地図情報の電子化を、厚生労働省の緊急雇用創出事業の活用により特定行政庁の実施を支援する。【参考 1 (P)】

(2) 所管行政庁業務との連携

- ・省エネ法、長期優良住宅法等に基づく、いわゆる所管行政庁業務と共用 D B との連携により台帳整備を図り、双方の利用価値の拡大を図る。

(3) 国、都道府県からの統計、報告業務における活用

- ・国、都道府県が求める統計や報告に際し、台帳・帳簿システムの活用することによる簡便化を図る。

(4) 特定行政庁への導入促進の強化

- ・現行確認支援システムを利用していない特定行政庁を中心に、訪問等による働きかけを実施する。
- ・都道府県管内の建築行政連絡会議等の場に I C B A からの出前説明及び特定行政庁への出前相談を実施する。【参考 2】

(5) 指定確認検査機関への導入促進の強化

- ・現行確認支援システムを利用していない指定確認検査機関を中心に、訪問等による働きかけを実施する。
- ・既存独自システムの改修にあたり I C B A でサポートを実施する。

(6) その他

法適合確認の指針等に建築士システムの利用を明記

- ・構造審査指針と同様に今後刊行する指針等にも記載を要請する。

「建築安全マネジメント計画」策定指針に有効活用を記述

現在策定している同計画策定指針にデータベース化の必要性や共用 D B の有効利用を強く打ち出す。

平成21年9月3日現在

【開催状況】 開催済 42都道府県、 日程確定 1県、 調整中無印4県

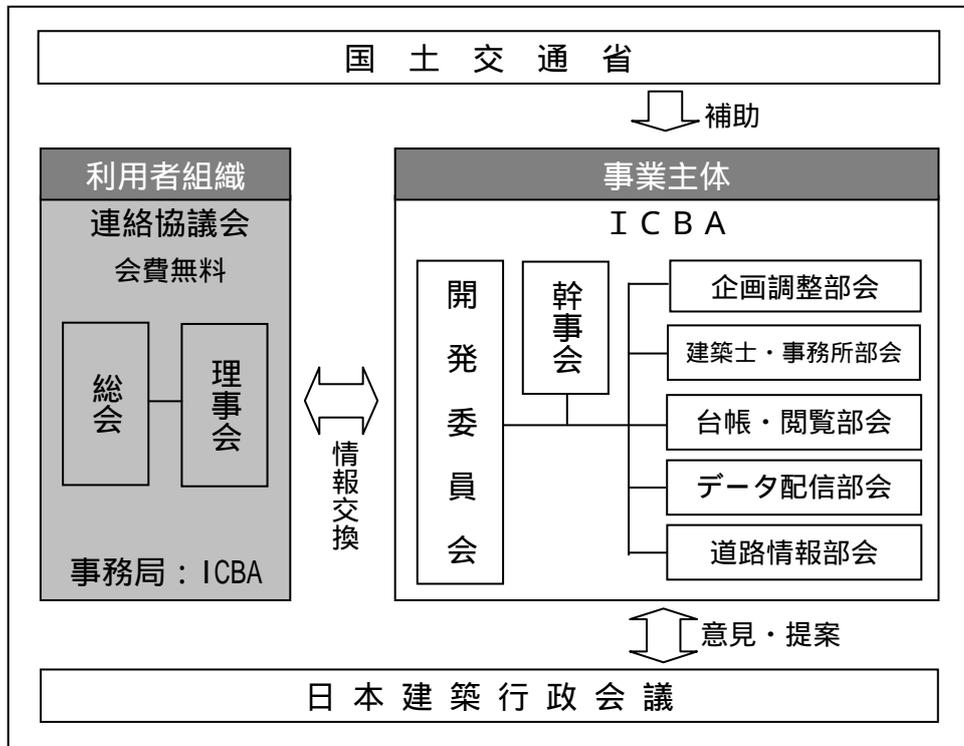
JCBA ブロック 単位	管轄 地整	開催 状況	特定行政庁							指定確認検査機関			説明会 開催日	説明会会場		
			都道府県	4 - 1市	4 - 2市	限定 特庁	計	ほくと 導入	未導 入	大臣 指定	地整 指定	知事 指定				
北海道東北	北海道		北海道	1	3	7	39	50	7	43			4	6月22日	道庁	
			青森	1	1	2		4	4	0			2	6月25日	県庁会議室	
			岩手	1	1		6	8	8	0			1	調整中	調整中	
			秋田	1	1		2	4	1	3			2	7月30日 7月31日	横手市役所 指定機関 大館市	
			宮城	1	1	3		5	4	1			3	連絡済/開催困難		
			山形	1		1	4	6	5	1			1	7月10日	県総合支庁	
			福島	1	3		2	6	6	0		1	1	8月25日	県庁会議室	
関東甲信越	関東		茨城	1		9		10	9	1		1	2	6月18日	県庁11F1105	
			栃木	1	1	7		9	9	0			1	7月2日	県庁会議室	
			群馬	1	1	5	5	12	6	6			1	6月17日	前橋合同庁舎	
			埼玉	1	5	5	32	43	13	30			2	8月18日	県民健康センター	
			神奈川	1	5	7		13	11	2	2	2	2	8月26日 横浜市 6/10	県庁会議室 横浜市	
			千葉	1	6	2	11	20	17	3		2	1	7月24日	ホテルプラザ菜の花	
			東京	1	2	7	23	33	7	26	12	8	2	合計8回開催 6/1,2,3,8,11,12,1	ICBA 6/17は都庁	
			山梨	1		1	1	3	2	1			1		調整中	
			長野	1	1	2	4	8	1	7			1	7月30日	県庁会議室	
			新潟	1	1	5		7	4	3			2	6月25日	県庁会議室	
中部	北陸		富山	1	1	1		3	2	1			1	8月27日	県庁他	
			石川	1	1	3	2	7	2	5			1	7月2日	県庁会議室	
			岐阜	1	1	2	3	7	4	3			2	6月29日	県庁会議室	
	中部		静岡	1	2	4	10	17	17	0			1	7月17日	静岡市産学交流セ ンター	
			愛知	1	6		11	18	10	8	1	1	3	6月10日	三の丸庁舎	
近畿	近畿		三重	1	1	4	2	8	7	1			2	7月10日	県庁会議室	
			福井	1		1		2	1	1			1	6月11日	福井土木	
			滋賀	1	1	6		8	7	1			1	6月23日		
			京都	1	2			3	1	2			2	9月11日 6/10 京都・宇治	京都府庁 京都市役所 宇治市役所	
			大阪									3	9	2	6月26日	大阪市役所
				第2回指定機関部会							3	9	2	8月19日	大阪市役所	
				1	9	8		18	11	7					7月13日	大阪府庁
			奈良	1	1	2		4	3	1		1	1	6月19日	奈良県婦人会館	
			和歌山	1	1			2	1	1			1	7月22日	和歌山県庁 会議室	
			兵庫	1	6	6		13	0	13		4	3	7月1日	加古川市役所	
中国四国	中国		鳥取	1		3	1	5	4	1			1	8月4日	倉吉市役所	
			島根	1		2	4	7	3	4			1	6月12日	市町村振興センター	
			岡山	1	2	4		7	4	3			1	8月7日	県立図書館	
			広島	1	2	5	1	9	9	0	1	1	2	7月6日	有料会議室	
			山口	1	1	3	4	9	8	1			1	5月22日	県庁会議室	
	四国		徳島	1	1			2	0	2			1	6月30日	県庁会議室	
			香川	1	1			2	2	0			1	6月29日	県庁会議室	
			愛媛	1	1	2	2	6	6	0			1	7月15日	県庁会議室	
			高知	1	1			2	2	0			1	8月5日	県庁会議室	
			福岡	1	3	1		5	5	0		1	1	7月6日		
九州沖縄	九州		佐賀	1		1		2	2	0			1	連絡待ち		
			長崎	1	2		5	8	5	3			1	7月14日		
			熊本	1	1	1		3	0	3			3	6月26日	県庁会議室	
			大分	1	1	5		7	0	7			1	連絡済		
			宮崎	1	1	2	1	5	2	3			1	7月17日	県庁会議室	
			鹿児島	1	1		3	5	1	4			1	7月27日		
		沖縄	1	1	4		6	5	1			2	8月24,25日	県ほか3市		
6	10		合計	47	83	133	178	441	238	203	22	43	72	50		

建築行政共用データベースシステム連絡協議会の今後について（案）

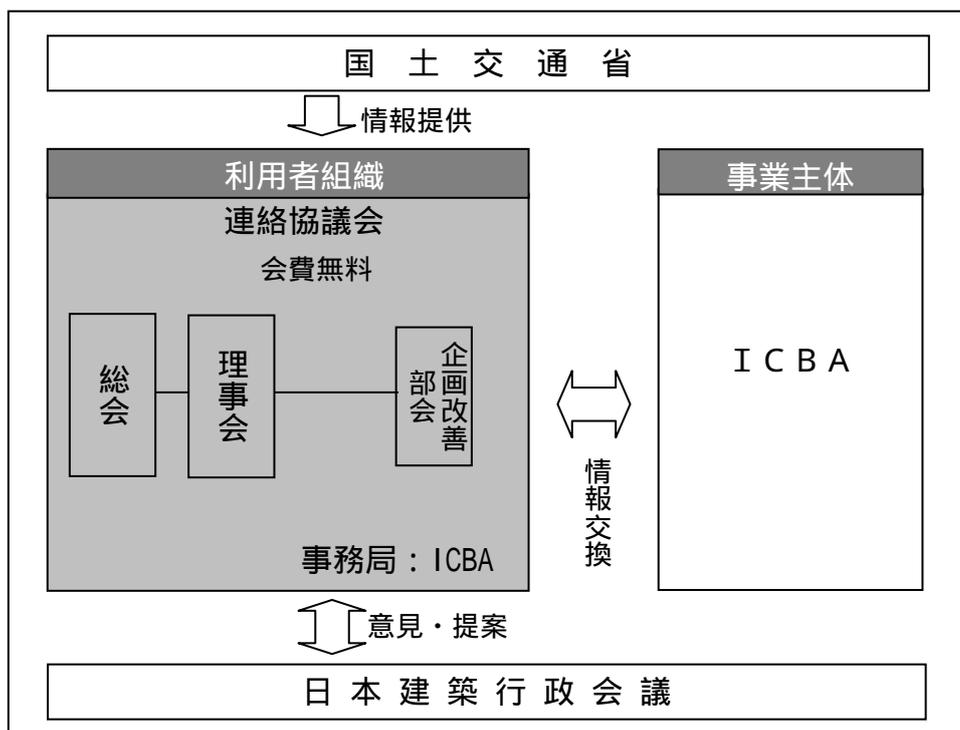
変更概要

事業主体(I C B A)の内部組織として活動してきた開発委員会及び各部会の役割を、今後は利用者組織にて担うこととする。

《現 在》



《平成22年度以降》



組織見直しのポイント

1. 趣旨

これまでは、会員の意見等を成果物に反映させ、よりよいシステムの構築の実現を目的として、情報交換及び意見収集を行ってきた。

システム構築後は、実際の利用者が主体となり、システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、情報交換及び意見収集を行い、事業主体たる I C B A に利用者の意思を伝達するのが望ましい。

また、会則によると、役員の任期は平成 21 年度限りとされているため、平成 22 年度以降の役員構成及び任期についても、利用者団体を中心として適切に定める必要がある。

2. 活動のイメージ

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的とした利用者の活動として、例えば、各サブシステムの機能改善項目の優先度判定、法改正等におけるサブシステム運用方法とその周知策検討、データベース拡充のための利用者拡張（構造計算適判など）における利用料負担の意見調整、啓蒙・教育のための研修会等開催方針の検討が挙げられる。

これらを具体的に検討する場として、理事会配下に部会を設け、年数回開催する。また、法改正対応など機動的に検討を進める必要がある場合は、部会配下にワーキングを設置して対応することとする。

3. 役員構成

日本建築行政会議との連携と、役員の負担軽減を考慮し、日本建築行政会議の役員を中心に、適宜利用者団体からも選任した構成とする。

4. 新体制への移行スケジュール

平成 21 年度

10月14日	第7回連絡協議会理事会	新体制に対する意見調整
11月13日	第7回連絡協議会総会	新体制の説明
2月頃	第8回連絡協議会理事会	会則改正案の承認、新役員の選出

平成 22 年度

4月頃	第8回連絡協議会総会	会則改正決議、新役員選任決議 新体制による活動開始
-----	------------	------------------------------

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

役員一覧

会長	東京都市街地建築部長	瀧本 裕之
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	佐野 裕俊
理事	北海道建設部住宅局建築指導課長	池本 典子
	宮城県土木部建築宅地課長	小野 明
	神奈川県県土整備部建築指導課長	安達 誠
	愛知県建設部建築担当局建築指導課長	星野 広美
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	生島 一明
	広島県都市局建築課長	林 康文
	福岡県建築都市部建築指導課長	河口 英生
	横浜市まちづくり調整局指導部建築企画課長	加藤 高明
	大阪市計画調整局建築指導部建築確認担当課長	生駒 芳明
	財団法人日本建築センター理事	水庭 武宣
	財団法人日本建築総合試験所副理事長	松原 徹雄
	日本ERI株式会社専務取締役	土岐 悦康
	建築検査機構株式会社代表取締役	星野 寛
	国土交通省住宅局建築指導課長	金井 昭典
	国土交通省住宅局市街地建築課長	井上 勝徳
	国土交通省関東地方整備局建政部長	永森 栄次郎
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	石塚 昌志

連絡協議会入会状況

平成21年10月1日現在

国土交通省 地方整備局 (都道府県数)	都道 府県	都道府県内 特定行政庁							指定確認検査機関				建築士法関係			合計
		都道 府県	政令 市	4条 1項	4条 2項	限定 特庁	特別 区	計	大臣 指定	地整 指定	知事 指定	計	建築 士会	事務所 協会	計	
北海道開発(1)	北海道	1	1	0	2	14	0	18	0	0	2	2	0	1	1	21
東北(6)	青森県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	1	1	1	1	2	7
	岩手県	1	0	1	0	6	0	8	0	0	1	1	0	0	0	9
	宮城県	1	1	0	2	0	0	4	0	0	2	2	0	0	0	6
	秋田県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	3
	山形県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	0	0	4
	福島県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	1	1	2	7
関東(9)	茨城県	1	0	0	5	0	0	6	0	1	2	3	0	0	0	9
	栃木県	1	0	1	6	0	0	8	0	0	1	1	1	0	1	10
	群馬県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	1	1	5
	埼玉県	1	1	2	3	16	0	23	0	0	2	2	0	1	1	26
	千葉県	1	1	5	2	10	0	19	0	2	1	3	0	0	0	22
	東京都	1	0	1	2	0	17	21	11	5	2	18	1	1	2	41
	神奈川県	1	2	3	7	0	0	13	2	2	2	6	0	1	1	20
	山梨県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	0	0	4
	長野県	0	0	1	1	2	0	4	0	0	1	1	1	1	2	7
北陸(3)	新潟県	1	1	0	3	0	0	5	0	0	2	2	0	0	0	7
	富山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	1	1	4
	石川県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	0	4
中部(4)	岐阜県	1	0	1	2	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
	静岡県	1	2	1	3	6	0	13	0	0	1	1	0	1	1	15
	愛知県	1	1	5	0	10	0	17	0	0	1	1	0	1	1	19
	三重県	1	0	1	4	1	0	7	0	0	1	1	0	0	0	8
近畿(7)	福井県	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	3
	滋賀県	1	0	1	5	0	0	7	0	1	1	2	0	1	1	10
	京都府	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0	4
	大阪府	1	2	6	5	0	0	14	2	7	1	10	0	0	0	24
	兵庫県	1	1	2	3	0	0	7	0	3	2	5	0	0	0	12
	奈良県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	0	0	0	1	1	5
和歌山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
中国(5)	鳥取県	1	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	島根県	1	0	0	2	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
	岡山県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	0	0	1	0	1	7
	広島県	1	1	1	1	2	0	6	1	1	1	3	1	0	1	10
	山口県	1	0	0	2	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6
四国(4)	徳島県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	香川県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	3
	愛媛県	1	0	1	3	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6
	高知県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	2
九州(7)	福岡県	1	2	1	1	0	0	5	0	0	2	2	0	1	1	8
	佐賀県	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	1	1	4
	長崎県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
	熊本県	1	0	1	1	0	0	3	0	0	2	2	0	0	0	5
	大分県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	1	1	8
	宮崎県	1	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	鹿児島県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	1	1	4
沖縄総合(1)	沖縄県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	0	0	7
合計		46	16	48	92	85	17	304	16	24	41	81	7	19	26	411

入会対象機関数	47	18	65	132	158	23	443	18	34	73	125	48	48	96	664
入会率	98%	89%	74%	70%	54%	74%	69%	89%	71%	56%	65%	15%	40%	27%	62%

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の構築段階から会員相互の情報交換及び意見収集の場を確立し、それを反映させた建築行政分野におけるよりよいシステムの構築を実現することを目的とする。

(活 動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 共用DBに関する情報提供
- 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 都道府県
- 三 建築主事を置く市町村及び特別区
- 四 指定確認検査機関
- 五 その他、本会が必要と認める者

(会員の権利)

第 5 条 会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 会員は、役員を選任権並びに総会の議決権を 1 団体につき 1 有する。
なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
- 二 会員は、会議への参加及び本会が主催する活動に参加することができる。

第 2 章 役 員

(役員の種類及び選任)

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
 - 二 副会長 1 名
 - 三 理事 10 名以上 20 名以下
- 2 理事は、総会において選任する。
 - 3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

(役員の職務)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

(役員の任期)

第 8 条 役員任期は、平成 21 年度限りとする。

- 2 補欠又は増員のため就任した役員任期は、在任者の残任期間と同一とする。

第 3 章 会 議

(会 議)

第 9 条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第 10 条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - 一 共用 DB 構築の基本的事項に関する提案
 - 二 会則の改正
 - 三 その他本会の運営に関すること

(理事会)

第 11 条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会で決定した事項の執行に関する事
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

(会議の招集、開催)

第 12 条 会議は、会長が招集する。

- 2 総会は、原則として毎年度 2 回開催する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(議 長)

第 13 条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 14 条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 15 条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

- 2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、財団法人建築行政情報センターに事務局を置く。

- 2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

第7回
建築行政共用データベースシステム
連絡協議会総会資料

- 1 日時 平成21年11月13日(金)10:30~12:00
- 2 場所 岡山コンベンションセンター3階コンベンションホール
- 3 次第
 - (1)開会
 - (2)国土交通省挨拶
 - (3)議事
各サブシステムの検討状況等について
利用料の検討状況について
普及促進策について
平成22年度以降の連絡協議会運営について
 - (4)事務局挨拶

4 配付資料

議事次第

- 【資料1】 前回(第6回)総会議事録(案)(平成21年4月27日開催)
- 【資料2】 各サブシステムの検討状況等について
- 【資料3】 利用料の低減策について
- 【資料4】 県下説明会開催日程
- 【資料5】 平成22年度以降の協議会運営について(案)
 - 【参5-1】 連絡協議会役員一覧
 - 【参5-2】 連絡協議会入会状況
 - 【参5-3】 連絡協議会会則

別添パンフレット

建築行政共用データベースシステムの概要
道路情報登録閲覧システム
ICBA情報会員制度
Webinar